

平成 30 年

第 8 回

月形町農業委員会総会

議事録

平成 30 年 8 月 25 日

月形町農業委員会

招 集 年 月 日	平成30年8月17日					
招 集 の 場 所	樺戸郡月形町役場大会議室					
開 閉 日 時	開会	平成30年8月25日	午後4時00分	議長	渡 辺 祥 紀	
	閉会	平成30年8月25日	午後4時25分	議長	渡 辺 祥 紀	
応(不応)招集委及び 出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 ○ …… 出席 × …… 欠席 公 …… 公務欠席	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
	1	黒宮勝美	○	7	服部 栄	○
	2	青柳和弘	○	8	内藤康志	○
	3	山崎敏美	○	9	渡辺早智子	○
	4	多田正光	×	10	小野栄治	○
	5	中嶋雅義	○	11	渡辺祥紀	○
	6	西川 優	○			
出席した職員	事務局長	加藤弘光	総務係長	佐藤直樹		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり					
会議に附した議件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成30年第8回月形町農業委員会総会

平成30年8月25日

午後4時00分

月形町役場 大会議室

議 事 日 程			
番号	議案番号	件 名	摘要
1		議事録署名委員の氏名 番 員 番 員	
2		会期の決定	
3		会務報告	
4	議案第35号	農地法第4条の規定による許可申請について（1件）	P1
5	協議案第2号	平成30年農地パトロールの実施について	P2

事務局長 加藤 弘 光	<p>定刻となりましたので、平成30年第8回月形町農業委員会総会を開会いたしますが、月形町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が努めることになっていますので、渡辺会長に議事の進行をお願いします。</p>
議長 渡辺 祥 紀	<p>お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は樺戸神社の秋祭りということで、昨日は豊作の祈願をして参りました。しかしながら、麦などの畑作物についてはあまりよろしくないという結果が出ているようです。また豆などに関しても、芳しくないのではという話も出ております。豊穰祈願をして参りましたが、なかなか厳しい結果になりそうな予想をしております。あとは米ですが、平年ぐらいにはなるのではないかと予想されているようです。心配していた台風も低気圧に変わり、雨は多かったのですが大きな被害にはならず安心しております。これから刈り取り期までに大雨大風が来ないことを祈るばかりです。</p> <p>それでは早速始めたいと思います。</p> <p>本日、多田委員は欠席の連絡を受けています。</p> <p>只今の出席委員数は10名です。</p> <p>定足数に達していますので、会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>本日をもって招集された平成30年第8回月形町農業委員会総会を只今より開会いたします。(午後4時00分)</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程番号1番、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により、議長において、7番服部委員、8番内藤委員の両君を指名します。</p> <p>日程番号2番、会期の決定をいたします。お諮りいたします。</p> <p>平成30年第8回月形町農業委員会総会は、8月25日、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長 渡辺 祥 紀	<p>異議なしと認めます。よって、平成30年第8回月形町農業委員会総会は、8月25日、本日1日限りとすることに決定いたしました。</p> <p>日程番号3番、会務報告。会務報告はお手元に配付のとおりです。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加藤 弘 光	<p>平成30年7月26日から平成30年8月24日までの会務報告です。</p> <p>7月26日、平成30年第7回月形町農業委員会総会を役場大会議室で11名の委員の出席により開催いたしました。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>8月8日、平成30年度南空知農業委員会連絡協議会臨時総会が岩見沢市で開催され、渡辺会長、多田委員、私、佐藤係長が出席いたしました。</p> <p>同日、同所において、平成30年度第2回空知農業委員会連合会役員会が開催され、多田委員、私、佐藤係長が出席しております。</p> <p>同日、同所において、平成30年度空知農業委員会連合会臨時総会が開催され、渡辺会長、多田委員、私、佐藤係長が出席しております。</p> <p>8月22日、北海道農業会議平成30年度第5回常設審議委員会及び北海道農業会議平成30年度第3回代表・専務理事会議が札幌市で開催され、多田委員が出席しております。</p> <p>8月24日、平成30年度東北・北海道農業活性化フォーラムが札幌市で開催され、黒宮会長職務代理、渡辺委員、私、佐藤係長が参加いたしました。</p> <p>同日、樺戸神社秋季例大祭に渡辺会長が出席しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>質問、ご意見がありませんので、会務報告は、報告済みといたします。</p> <p>続きまして、日程番号4番、議案第35号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書1頁をご覧ください。</p> <p>議案第35号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を上程しております。</p> <p>農地法第4条の規定による農地転用について、下記の者から申請がありましたので許可の可否について審議願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、申請人、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。事業計画地は月形町□□□□、現況地目畑 337.41㎡ 畑の計、合計共に1筆で、面積は337.41㎡です。申請理由は農家住宅等の建設、期間又は年数は許可日から永久、転用計画の内容は議案書に記載のとおりです。</p> <p>なお、説明資料の2頁に現地確認表、同じく3頁に所在図、4頁に転用配置図、5頁から10頁にかけて審査表を添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>農地法第4条及び第5条に伴う農地転用の許可につきましては、平成28年度から知事より月形町長に権限移譲を受け、また、町から農業委員会に地方自治法第180条の2の規定に基づき事務委任がされています。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>本件の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地の転用ですが、農家住宅の建設にかかるものです</p> <p>申請地周辺の申請者が所有する土地には、建設可能な非農地や第3種農地が存在しないため、代替地の確保が困難なこと。また、転用計画につきましては、資力は金融機関からの証書等から適当であり、転用計画面積は妥当であります。更に転用に伴う周辺農地などへの営農条件への支障及び被害が発生する恐れはないため、許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>補足説明を内藤委員お願いします。</p>
<p>委員 内 藤 康 志</p>	<p>本件については、5月17日のあっせん委員会終了後、渡辺会長、青柳委員、私、事務局2名と申請地の確認を行いました。</p> <p>申請者は現在、農地から離れた住宅に住み、通い作を行っています。</p> <p>農地の周辺には、申請者の両親の住む住宅があり、そのため、周辺には非農地や第3種農地などの代替えになる土地は存在しません。今後も営農を行うためには、住宅の確保が必須であるために転用申請が出されたものであり、この転用が今後の農家経営に支障を来すものではありません。更に周辺農地への影響もないため、農地転用については問題ないことを確認しています。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第35号について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第35号は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして、日程番号5番、協議案第2号、平成30年農地パトロールの実施についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p> <p>事務局長 加藤 弘 光</p> <p>議案書2頁をご覧ください。</p> <p>協議案第2号、平成30年農地パトロールの実施について1件を上程しております。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>平成30年の農地パトロールを下記により実施したいので協議願います。 本日の提出です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、実施日時 9月3日(月) 13時00分から。 2、実施方法 別紙説明資料のとおり。 <p>農地パトロールについては、平成26年4月の改正農地法の施行に伴い、農地法第30条において、農業委員会は毎年1回その区域内にある全ての農地について、利用状況調査として実施することが法律上義務付けられました。</p> <p>当農業委員会におきましては、毎年8月下旬から9月上旬頃に農地パトロールを実施し、町内全ての農地の利用状況を調査しています。</p> <p>また、農地法第32条において農地パトロールの結果、遊休農地と確認された時は、当該農地の耕作者又は所有者などに対し、利用意向調査を実施しなければなりません。</p> <p>このため、今年度の農地パトロールを説明資料の11頁から12頁の行程表及び13頁の順路図により実施したいと思いますので、ご協議をお願いします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。 暫時休憩します。(午後4時12分)</p> <p>(休憩)</p> <p>休憩以前に遡り会議を再開します。(午後4時25分)</p> <p>協議案第2号については、9月3日13時から事務局の説明のとおり実施することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、協議案第2号は原案のとおり実施することに決定しました。</p> <p>以上をもちまして、本総会に附議された全ての議件を終了いたしました。 以上を以って平成30年第8回月形町農業委員会総会を閉会いたします。 皆様ご苦勞様でした。(午後4時25分)</p>